

平成 26 年

第 1 回可児市議会定例会議案

平成26年 2 月21日

## 目 次

議案第 1 号	平成26年度可児市一般会計予算について	1
議案第 2 号	平成26年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について	1
議案第 3 号	平成26年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について	2
議案第 4 号	平成26年度可児市介護保険特別会計予算について	2
議案第 5 号	平成26年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について	3
議案第 6 号	平成26年度可児市公共下水道事業特別会計予算について	3
議案第 7 号	平成26年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について	4
議案第 8 号	平成26年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について	4
議案第 9 号	平成26年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算について	5
議案第10号	平成26年度可児市土田財産区特別会計予算について	5
議案第11号	平成26年度可児市北姫財産区特別会計予算について	6
議案第12号	平成26年度可児市平牧財産区特別会計予算について	6
議案第13号	平成26年度可児市二野財産区特別会計予算について	7
議案第14号	平成26年度可児市大森財産区特別会計予算について	7
議案第15号	平成26年度可児市水道事業会計予算について	8
議案第16号	平成25年度可児市一般会計補正予算（第3号）について	9
議案第17号	平成25年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	9
議案第18号	平成25年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	10
議案第19号	平成25年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について	10
議案第20号	可児市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第21号	可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第22号	可児市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について	14
議案第23号	可児市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第24号	可児市知的障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第25号	可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	18
議案第26号	土田財産区管理委員の選任について	22
議案第27号	請負契約の締結について	23
議案第28号	指定管理者の指定に係る指定期間の変更について	24
議案第29号	指定管理者の指定に係る施設の名称の変更について	25

議案第30号	市道路線の廃止について .....	26
議案第31号	市道路線の認定について .....	27

議案第 1 号

平成26年度可児市一般会計予算について

平成26年度可児市一般会計予算を別冊のとおり定める。

平成26年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第 2 号

平成26年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について

平成26年度可児市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成26年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 3 号

平成26年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について

平成26年度可児市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成26年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第 4 号

平成26年度可児市介護保険特別会計予算について

平成26年度可児市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成26年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 5 号

平成26年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について

平成26年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成26年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第 6 号

平成26年度可児市公共下水道事業特別会計予算について

平成26年度可児市公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成26年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第7号

平成26年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

平成26年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第8号

平成26年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について

平成26年度可児市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第9号

平成26年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算について

平成26年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第10号

平成26年度可児市土田財産区特別会計予算について

平成26年度可児市土田財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第11号

平成26年度可児市北姫財産区特別会計予算について

平成26年度可児市北姫財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成26年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第12号

平成26年度可児市平牧財産区特別会計予算について

平成26年度可児市平牧財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成26年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第13号

平成26年度可児市二野財産区特別会計予算について

平成26年度可児市二野財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成26年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第14号

平成26年度可児市大森財産区特別会計予算について

平成26年度可児市大森財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成26年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第15号

平成26年度可児市水道事業会計予算について

平成26年度可児市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

平成26年 2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第16号

平成25年度可児市一般会計補正予算（第3号）について

平成25年度可児市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第17号

平成25年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

平成25年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第18号

平成25年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

平成25年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第19号

平成25年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

平成25年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第20号

可児市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

可児市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（平成20年可児市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(高齢者部分休業) 第3条 (略) 2 法第26条の3第1項の条例で定める <u>期間</u> は、 <u>5年</u> とする。	(高齢者部分休業) 第3条 (略) 2 法第26条の3第1項の条例で定める <u>年齢</u> は、 <u>55歳</u> とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第21号

可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和57年可児市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬の額は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、<u>別表</u>に定める額を費用弁償として支給する。</p> <p><u>2</u> <u>前項</u>に定めるもののほか、特別職の職員に支給する費用弁償については、一般職の職員の旅費の例による。</p> <p><u>別表</u>（第2条、第4条関係）</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬の額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、<u>別表第1</u>に定める額を費用弁償として支給する。</p> <p><u>2</u> <u>消防団に所属する特別職の職員が災害に係る出動又はその他の出動をしたときは、別表第2に定める額を費用弁償として支給する。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>に定めるもののほか、特別職の職員に支給する費用弁償については、一般職の職員の旅費の例による。</p> <p><u>別表第1</u>（第2条、第4条関係）</p>

職区分	報酬額	費用弁償
(略)		
(略)		一般職職員の7級の職務にある者の旅費相当額
消防団	(略)	一般職職員の7級の職務にある者の旅費相当額 水火災等災害1回につき1,500円
	班長	年額 35,000円
	団員	年額 30,000円

備考 (略)

職区分	報酬額	費用弁償
(略)		
(略)		一般職職員の7級の職務にある者の旅費相当額
消防団	(略)	一般職職員の7級の職務にある者の旅費相当額
	班長	年額 38,000円
	団員	年額 37,000円

備考 (略)

#### 別表第2 (第4条関係)

区分	費用弁償
水火災その他の災害に出動したとき	1回につき1,800円
心身に著しい負担を与えると市長が特に認めた災害(以下「特定災害」という。)に出動したとき	1回につき5,000円
その他の出動をしたとき	1回につき1,500円

備考 水火災その他の災害又は特定災害に8時間を超えて出動したときは、8時間ごとに1回として計算し、残りの時間に8時間未満の端数(1時間未満のものを除く。)が生じたときは、その端数は8時間として計算する。

#### 附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表第2の規定は、施行の日以後に支給すべき事由が生じた費用弁償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた費用弁償については、なお従前の例による。

議案第22号

可児市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について

可児市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

可児市青少年問題協議会設置条例（昭和34年可児町条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

可児市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について

可児市社会教育委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市社会教育委員条例の一部を改正する条例

可児市社会教育委員条例（昭和50年可児町条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。 <u>以下「法」という。</u> ）第15条第1項の規定により本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。	第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定により本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。
第2条 （略）	第2条 （略） <u>2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。</u>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第24号

可児市知的障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

可児市知的障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市知的障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

可児市知的障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第74  
号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>可児市知的障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、可児市知的障がい者通所施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを実施するため、可児市知的障がい者通所施設（以下「施設」という。）を設置する。</p>	<p>可児市障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、可児市障がい者通所施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを実施するため、可児市障がい者通所施設（以下「施設」という。）を設置する。</p>

<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>ふれあいの里可児作業所</td> <td></td> </tr> </table> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設に入所する障がい者に必要な指導、訓練その他の便宜の供与に関する業務</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	名称	(略)	ふれあいの里可児作業所		<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>ふれあいの里可児</td> <td></td> </tr> </table> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設に入所する障がい者に必要な<u>支援</u>、指導、訓練その他の便宜の供与に関する業務</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	名称	(略)	ふれあいの里可児	
名称	(略)								
ふれあいの里可児作業所									
名称	(略)								
ふれあいの里可児									

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(可児市重度障がい者支援センターの設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 可児市重度障がい者支援センターの設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第73号）は、廃止する。

議案第25号

可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成元年可児市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
<p>(設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 処理施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今浄化センター</td> <td>可児市今2285番地</td> </tr> <tr> <td>横市川浄化センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	今浄化センター	可児市今2285番地	横市川浄化センター	(略)	(略)		<p>(設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 処理施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横市川浄化センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	横市川浄化センター	(略)	(略)	
名称	位置														
今浄化センター	可児市今2285番地														
横市川浄化センター	(略)														
(略)															
名称	位置														
横市川浄化センター	(略)														
(略)															

(可児市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 可児市農業集落排水事業分担金徴収条例(昭和62年可児市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(負担区及び単位分担金の額)</p> <p>第3条 負担区及び受益者が負担する分担</p>	<p>(負担区及び単位分担金の額)</p> <p>第3条 負担区及び受益者が負担する分担</p>

金の額は、次の表に掲げるとおりとする。	金の額は、次の表に掲げるとおりとする。														
<table border="1"> <tr> <td>負担区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>今負担区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩河負担区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長洞負担区</td> <td></td> </tr> </table>	負担区	(略)	今負担区		塩河負担区		長洞負担区		<table border="1"> <tr> <td>負担区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>塩河負担区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長洞負担区</td> <td></td> </tr> </table>	負担区	(略)	塩河負担区		長洞負担区	
負担区	(略)														
今負担区															
塩河負担区															
長洞負担区															
負担区	(略)														
塩河負担区															
長洞負担区															
<p>付 則</p> <p>— (略)</p>	<p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>当分の間、可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年可児市条例第 号。以下「一部改正条例」という。）による改正前の可児市農業集落排水事業分担金徴収条例第3条に規定する今負担区において、一部改正条例の施行の日以後、新たに受益者となった者は、同条に規定する分担金を負担するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の場合における分担金の賦課、徴収、減免その他の取扱いについては、なお従前の例による。</u></p>														

(可児市下水道条例の一部改正)

第3条 可児市下水道条例（昭和63年可児市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>付 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>(農業集落排水事業の今処理区の公共下水道への接続に伴う経過措置)</u></p> <p>5 <u>可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年可児市条例第 号。以下「一部改正条例」という。）の施行の日前に、一部改正条例による改正前の可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成元年可児市条例第28号）第3条第2項に規定する今浄化セン</u></p>

ターを使用していた者に対して、同条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例の一部改正)

第4条 可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例(平成2年可児市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水処理施設(以下「公共下水道等」という。)の処理区域外の者から分担金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第3条 分担金の額は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">特定環境保全公共下水道 (久々利処理区及び広見東処理区)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">農業集落排水処理施設(今処理区、塩河処理区及び長洞処理区)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分担金の減免)</p> <p>第5条 分担金の減免は、可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例(昭和62年可児市条例第27号)第7条の例による。</p>	区分	分担金の額	特定環境保全公共下水道 (久々利処理区及び広見東処理区)	(略)	農業集落排水処理施設(今処理区、塩河処理区及び長洞処理区)	(略)	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、<u>木曾川右岸流域下水道関連公共下水道</u>、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水処理施設(以下「公共下水道等」という。)の処理区域外の者から分担金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第3条 分担金の額は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">木曾川右岸流域下水道関連公共下水道</td> <td style="text-align: center;">1平方メートル当たり500円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">特定環境保全公共下水道 (久々利処理区)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">農業集落排水処理施設(塩河処理区及び長洞処理区)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分担金の減免)</p> <p>第5条 分担金の減免は、<u>木曾川右岸流域下水道関連公共下水道</u>にあつては可児市公共下水道事業受益者負担金等徴収条例(平成4年可児市条例第24号)第8条、</p>	区分	分担金の額	木曾川右岸流域下水道関連公共下水道	1平方メートル当たり500円	特定環境保全公共下水道 (久々利処理区)	(略)	農業集落排水処理施設(塩河処理区及び長洞処理区)	(略)
区分	分担金の額														
特定環境保全公共下水道 (久々利処理区及び広見東処理区)	(略)														
農業集落排水処理施設(今処理区、塩河処理区及び長洞処理区)	(略)														
区分	分担金の額														
木曾川右岸流域下水道関連公共下水道	1平方メートル当たり500円														
特定環境保全公共下水道 (久々利処理区)	(略)														
農業集落排水処理施設(塩河処理区及び長洞処理区)	(略)														

特定環境保全公共下水道（久々利処理区）及び農業集落排水処理施設（塩河処理区及び長洞処理区）にあつては可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例（昭和62年可児市条例第27号）第7条の例による。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から起算して3箇月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（可児市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に今負担区において賦課されている分担金の徴収、減免その他の取扱いについては、なお従前の例による。

（可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この条例による改正前の可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例第3条に規定する広見東処理区及び今処理区において、施行日から6箇月を経過する日までに可児市下水道条例（昭和63年可児市条例第28号）第22条に規定する申請書を提出した者に係る分担金の賦課、徴収、減免その他の取扱いについては、なお従前の例による。

議案第26号

土田財産区管理委員の選任について

次の者を土田財産区管理委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
堀井 幸一	可児市土田3857番地3

議案第27号

請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結する。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

- |       |  |
|-------|--|
| 1 目的  | 可児市文化創造センター音響設備改修工事                                    |
| 2 方法  | 事後審査型制限付き一般競争入札  |
| 3 金額  | 205,200,000円   |
| 4 相手方 | 愛知県名古屋市中区錦一丁目13番26号<br>ヤマハサウンドシステム株式会社名古屋営業所 所長 川島 洋次郎 |

議案第28号

指定管理者の指定に係る指定期間の変更について

平成22年12月22日議決によるふれあいの里可児支援センターの指定管理者の指定に係る議案中指定の期間「平成23年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成23年4月1日から平成26年3月31日まで」に変更する。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第29号

指定管理者の指定に係る施設の名称の変更について

平成22年12月22日議決によるふれあいの里可児作業所の指定管理者の指定に係る議案中指定管理者を指定する施設「ふれあいの里可児作業所」を「ふれあいの里可児」に変更する。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第30号

市道路線の廃止について

市道の路線を次のとおり廃止する。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
5238号線	可児市今渡字金屋	
	可児市今渡字金屋	
6052号線	可児市土田字岡下	
	可児市土田字岡下	
6131号線	可児市土田字北割田	
	可児市土田字北割田	

議案第31号

市道路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

平成26年2月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
6052号線	可児市土田字岡下	
	可児市土田字岡下	
6131号線	可児市土田字北割田	
	可児市土田字北割田	